

# 学童・生徒のボランティア活動 普及事業協力校活動報告書

## 第41期

[令和2～4年度指定]

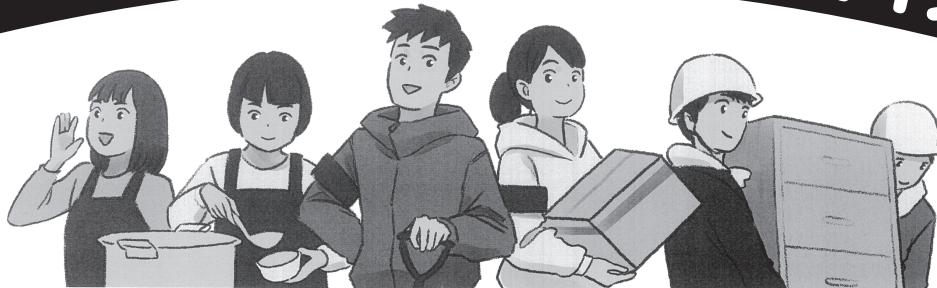
## 第42期

[令和3～5年度指定 ※令和4年度閉校分]



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

# ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料(1名あたり) 団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン	[新設]特定感染症重点プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円			
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)			
	入院保険金日額	6,500円			
	手術保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額	4,000円			
	特定感染症	補償開始日から10日以内は補償対象外(*)		初日から補償	
地震・噴火・津波による死傷	×	○	○		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)			
年間保険料		350円	500円	550円	

商品パンフレットは  
コチラ



(ふくしの保険  
ホームページ)

\*4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

## <基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。  
例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

**ボランティア行事用保険** (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

**送迎サービス補償** (傷害保険)

**福祉サービス総合補償**  
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
〈保険会社〉

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

# はじめに

今日、福祉を取り巻く環境は複雑化し、福祉に携わる人材、団体も多種多様化することで、福祉分野におけるボランティア活動の定義づけが難しくなってきました。

しかしそれは、地域社会における人とのつながりの必要性・重要性がクローズアップされることで、様々なボランティアニーズが掘り起こされ、細分化されていった効果とも考えられます。

定義づけにこだわることなく、改めて「ボランティアとは」との考えに立ち返ると、それは身近な人と人とのつながり、支え合い、助け合いであり、特別なことではないと気づくはずです。

こうした精神を子どもの頃から感じられることは非常に貴重であり、私たち福祉関係者をはじめ、大人達にはその環境を作り上げるための努力が求められます。

本会では、学校において福祉活動、福祉の学習が推進されるよう、学童・生徒のボランティア活動普及事業を昭和52年より実施してきました。

毎年、道内各地の学校がこの事業を活用くださり、学校関係者のみならず地域の方々、市町村社協をはじめとする関係機関が連携し、それぞれの地域で工夫した取り組みを行っています。

この報告書では、ボランティア協力校として指定された第41期中期指定校の3年間の取組み及び第42期指定校（令和4年度閉校分）の2年間の取組みをまとめました。

コロナ禍にあっても、それぞれの学校で創意工夫ある活動、実践に取り組まれておりますので、全道各地域において活動の参考としていただき、今後ますます子どもたちの福祉の学習・ボランティア活動の環境が広がることを願っています。

最後になりますが、協力校として本事業の推進に取り組んでいただき、貴重な実践事例を御提供くださいました各学校関係者の皆様、また、御支援いただいた地域の各関係機関の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

会 長 長 瀬 清

# 目次

はじめに	1
1 第41期中期協力校（令和2～4年度）	
（1）函館市立巴中学校	4
（2）小樽市立山の手小学校	6
（3）釧路市立興津小学校	9
（4）上富良野町立上富良野小学校	11
（5）上富良野町立上富良野西小学校	14
（6）北海道上富良野高等学校	16
（7）西興部村立西興部中学校	18
2 第42期中期協力校（令和3～5年度）	
（1）北海道伊達緑丘高等学校（※令和4年度をもって閉校）	22
3 協力校の視察報告	
（1）名寄市立風連中央小学校 [第43期中期協力校（令和4～6年度）]	26
（2）小樽市立朝里中学校 [第43期中期協力校（令和4～6年度）]	30
4 参考資料	
（1）第41期・第42期学童生徒のボランティア活動普及事業協力校の一覧	34
（2）学童・生徒のボランティア活動普及事業 実施要綱・要領	35

# 1 第41期中期協力校

- (1) 函館市立巴中学校
- (2) 小樽市立山の手小学校
- (3) 釧路市立興津小学校
- (4) 上富良野町立上富良野小学校
- (5) 上富良野町立上富良野西小学校
- (6) 北海道上富良野高等学校
- (7) 西興部村立西興部中学校

# (1) 函館市立巴中学校

## 1 学校の状況

生徒数 564名

周辺環境 本校は函館市の中央部に位置し、平成30年4月に函館市立の場中学校、函館市立凌雲中学校、函館市立光成中学校の3校が統合し函館市立巴中学校として開校し、市内で有数の学校規模となっている。

地域の特徴 市民プール、青少年センター、陸上競技場、オーシャンスタジアム、中央図書館、道立函館美術館、北方資料館、芸術ホール等のスポーツ・文化両面の施設に近いなど、大変恵まれた教育環境にあるといえる。保護者は、教育への関心が高く、学校行事やPTA活動等にも非常に協力的であり、学校に対する期待も大きい。

## 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

本校吹奏楽部は、校区内の様々な団体から依頼を受け、ボランティアで演奏に出向いている。ボランティア協力校の指定を受け、さらに生徒たちの活動の場を広げるためボランティア活動普及事業に取り組んだ。

## 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

函館市立巴中学校吹奏楽部…地域ふれあいコンサート、訪問演奏  
函館市立巴中学校生徒会…赤い羽根共同募金

## 4 社会福祉協議会との連携状況

赤い羽根共同募金のボランティア授業への働きかけと取り組み支援を行った。

## 5 3年間の活動内容

月	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月	巴中学校地域ふれあいコンサート		
10月		巴中学校地域ふれあいコンサート	
11月		老人クラブ健康福祉まつり慰問演奏	巴中学校地域ふれあいコンサート
12月	赤い羽根共同募金	赤い羽根共同募金	赤い羽根共同募金
1月			
2月			
3月			

## 6 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

活動の名称 地域ふれあいコンサート

具体的な内容

本校のウッドデッキで、学校近隣の方々に向けに行ったミニコンサート。外で行うため、コロナウイルス感染症対策をしながら行うことができた。

## 7▶ 事業実施で見えた課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

コロナウイルス感染拡大の影響で、今までできていたボランティア活動が中止になることが多い3年間だった。コロナウイルスに左右されないボランティア活動を今後考えていきたい。

## 8▶ 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

- 「地域の方々」を学校の近隣の方々と捉えるのか、市内の方々と捉えるのかなど、範囲を考えることでボランティア活動の中身が変わってくるのではないかな。
- 誰かに言われたからやるのではなく、何をすることがボランティア活動になるのか生徒自身に考えさせてから実施することが、地域との関わりを深めるほか、生徒自身の心の成長にもつながるのではないかな。

## (2) 小樽市立山の手小学校

### 1 学校の状況

生徒数 401名

周辺環境 本校は小樽市中央に位置し、学校周辺には天狗山や小樽公園等の自然、幼稚園や高等学校等の教育施設、総合体育館や私立図書館等の公共施設、小樽市公会堂等の文化施設が存在しており、教育環境に恵まれた地域である。

地域の特色 本校は近隣3校が統合して、平成30年に設立した新しい学校である。そのため、校区が広く、多くの町内会が存在する。保護者・地域は学校の教育活動に対して協力的であり、PTA活動やコミュニティ・スクール、小中連携等の取組みを通して、地域とともにある学校づくりを推進している。

### 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

地域の特色や周辺環境、地域人材を活かし、福祉体験学習や地域清掃等の体験活動を推進している。それらの活動を通して、キャリア教育やふるさと教育、道徳教育等の一層の充実を図るために本事業に取り組んだ。

### 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

教務主任と地域・連携部が中心となり、各活動の担当者と連携しながら、総合的な学習や学級活動、児童会活動などで福祉の教育、ボランティア活動に取り組んでいる。

### 4 社会福祉協議会との連携状況

主に、5年生の総合的な学習「やさしい町ってどんな町」の学習において、社会福祉協議会との連携を図った。車いす体験や高齢者疑似体験、手話教室では、社会福祉協議会から講師を招き、体験活動を通して福祉に対する理解を深め、地域の中で支え合いながら生活していくことの大切さを学ぶことができた。

### 5 3年間の活動内容

月	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月	総合的な学習の時間（通年） あいさつ運動 環境美化（通年）	総合的な学習の時間（通年） あいさつ運動 環境美化（通年）	総合的な学習の時間（通年） あいさつ運動 環境美化（通年）
5月			
6月	花いっぱい運動	花いっぱい運動	花いっぱい運動
7月	花いっぱい運動	花いっぱい運動	花いっぱい運動 潮祭り
8月	花いっぱい運動 読み聞かせ	花いっぱい運動 読み聞かせ	花いっぱい運動
9月	花いっぱい運動 ユニセフ募金活動	花いっぱい運動 ユニセフ募金活動	花いっぱい運動 ユニセフ募金活動 地域公開日への招待
10月	花いっぱい運動（花壇整備） 車いす体験	花いっぱい運動（花壇整備） 車いす体験 アイマスク体験 高齢者疑似体験	花いっぱい運動（花壇整備） ベルマーク集計 地域の清掃活動 学習発表会への招待 車いす体験
11月	赤い羽根共同募金 あいさつ運動 アイマスク体験 高齢者疑似体験	赤い羽根共同募金 あいさつ運動 車いすバスケットボール体験	赤い羽根共同募金 あいさつ運動 アイマスク体験 高齢者疑似体験 読み聞かせ



12月	クリスマス読み聞かせ	クリスマス読み聞かせ	手話教室 クリスマス読み聞かせ
1月			読み聞かせ
2月			読み聞かせ 幼保小交流活動「もうすぐ2年生」
3月	感謝のメッセージ 活動のまとめ	感謝のメッセージ 活動のまとめ	読み聞かせ 感謝の集い（メッセージ） 活動のまとめ

## 6▶ 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

活動の名称 感謝のメッセージ

具体的な内容

児童会を中心に、お世話になった保護者・地域ボランティアの皆さんへ、感謝の気持ちを伝える活動を行った。全校児童が書いた感謝のメッセージを集めた「感謝の樹」をつくり、ビデオメッセージを送った。ボランティアの皆さんとの交流を通して、地域が支え合って生活していることを知り、感謝の気持ちを持つことの大切さを学ぶことができた。

## 7▶ 事業実施で見えた課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

コロナ禍において様々な制限がある中での活動だった。感染症対策を徹底しながら、福祉の学習を充実させることができる方策や環境を整えることが大切である。

## 8▶ 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

福祉の学習やボランティア活動の充実を図るためには、カリキュラムマネジメントの視点を持ち、教育課程に明確に位置づけ、系統的・継続的に指導していくことが大切である。

また、社会福祉協議会やボランティア、地域の方々との連携・協働により、限られた時間の中で、地域の力をうまく生かしながら、特色ある学習を推進することができると思う。

## 活動中の写真

### あいさつ運動



### 潮祭りへの参加



### 車いす体験



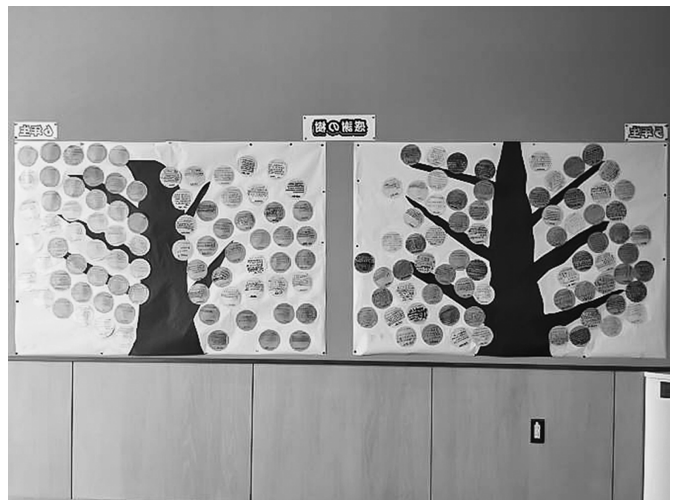
### 朝の読み聞かせ



### 地域清掃



### 感謝のメッセージ



# (3) 釧路市立興津小学校

## 1 学校の状況

生徒数 144名

**周辺環境** 北海道釧路市の中心から東南方面にある興津海岸沿いに位置し、古くは炭鉱（コールマイン）を主たる産業として栄え、海岸では採藻漁業も盛んに行われた地域である。現在はこれら産業の衰退に伴い、地域の人口も減少が著しいが、地域に根付いている人々が興津を支えている状況である。

**地域の特色** ここ数年のコロナ禍により地域と学校のつながりが薄くなっている部分もあるが、これまで、学校支援ボランティアとの交流による読み聞かせや朝の交通安全指導、傘踊りや盆踊りなどの地域行事に向けた練習場面の設定による参加への啓発など、古くから学校を支え、地域を盛り上げようとする思いがとても感じられる地域である。

## 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

地域に開かれた教育課程の推進を目指し、学校と保護者・地域が連携して子どもたちの豊かな心の育成を図ることを目的とし、本事業を推進する中で、ボランティア精神をさらに高めていくことができると考え、取り組んできた。

## 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

学校を中心とし、様々な教育・福祉関係機関と協力体制を構築している。

全校で推進する活動については教頭が窓口となり、総合防災訓練（防災教育）、興津海岸清掃（奉仕活動）を実施。

学年学級で行う活動については学級担任が中心となって教務と連携して推進。児童委員会を中心とするものは事務局および環境委員会とその担当者が行った。

## 4 社会福祉協議会との連携状況

福祉関係機関との連絡・調整に様々なご尽力いただいている。

- ・高齢者施設訪問・交流における施設との橋渡し
- ・エコキャップ回収、赤い羽根共同募金に関わる橋渡し

## 5 3年間の活動内容

月	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月	・年間計画確認・挨拶運動 ・エコキャップ回収（環境委）	・年間計画確認・挨拶運動 ・エコキャップ回収（環境委）	・年間計画確認・挨拶運動 ・エコキャップ回収（環境委）
5月	・通学路清掃・校舎外清掃	・通学路清掃・校舎外清掃	・通学路清掃・校舎外清掃
6月	・通学路清掃	・通学路清掃	・通学路清掃
7月	・興津海岸清掃 ・盆踊り講習会（コロナ禍により中止）	・興津海岸清掃（コロナ禍により中止） ・盆踊り講習会（コロナ禍により中止）	・興津海岸清掃（荒天により中止） ・盆踊り講習会（コロナ禍により中止）
8月	・総合防災訓練・通学路清掃	・総合防災訓練・通学路清掃	・総合防災訓練（荒天により中止） ・通学路清掃
9月	・通学路清掃	・通学路清掃	・通学路清掃
10月	・赤い羽根共同募金運動	・赤い羽根共同募金運動	・赤い羽根共同募金運動
11月	・エコ教室（6年生） ・福祉体験（5年生）	・エコ教室（6年生） ・福祉体験（5年生）	・エコ教室（6年生） ・福祉体験（5年生）
12月	・手作りカレンダー贈呈（高齢者福祉施設 長生園訪問） （コロナ禍により訪問中止）	・手作りカレンダー贈呈（高齢者福祉施設 長生園訪問） （コロナ禍により訪問中止）	・手作りカレンダー贈呈（高齢者福祉施設 さくらの里） （コロナ禍により訪問中止）

1月			
2月	・感謝状贈呈	・感謝状贈呈	・感謝状贈呈
3月	・活動のまとめ	・活動のまとめ	・活動のまとめ

## 6 ▶ 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

活動の名称 「興津海岸清掃」

具体的な内容

開校当初より実施している清掃奉仕活動で、学校から100mほどの距離にある海岸沿いのゴミを拾う清掃活動を継続して行っている。全校の取り組みとして縦割り活動で行い、上学年が低学年の面倒を見たり、教えたりする場面も見られ、教育的効果も高い活動として、学校では位置づけている。コロナ禍以前は保護者・地域にも声をかけ地域との交流も図られてきた。コロナが落ち着けばこの活動も再開させていきたい。

## 7 ▶ 事業実施で見えた課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

コロナによる人と人との交流の制限は、福祉の学習にとって壁が小さくなかった現状がある。事業は終了してしまうが、画面越しや文書での交流では感じ取れない心の交流を今後も大切にしていきたい。

## 8 ▶ 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

様々な活動に共通して取り組んできたことは、活動の目的を明確にすること（例えば、清掃できれいにするだけでなく、そうすることでどんな影響を及ぼすかの気づきまでを目的にする）、関係機関との連携を密に、事前の打ち合わせをきちんと行うことが活動の継続化につながるものとする。



# (4) 上富良野町立上富良野小学校

## 1 学校の状況

生徒数 343名

周辺環境 上富良野小学校は上富良野町のほぼ中央に位置し、令和5年には開校121周年を迎える、歴史と伝統に支えられた学校である。

地域の特色 子どもたちは、明るく素直で、地域をフィールドにして学習に取り組むとともに、放課後のスポーツ少年団、スクールバンドなどの活動にも積極的に参加している。

学校では自分の目当てをもって、自ら考え、他と積極的にかかわる力や態度を育むとともに、挨拶の励行など豊かな心の教育を目指している。

保護者の約半数は自衛隊関係者で、学校教育に強い関心をもっており、学校行事・PTA活動などにも積極的に参加している。また、地域の人々も、子どもたちの健やかな成長を願い温かく見守っていただくことで、充実した教育活動を支えている。

## 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

- ・ 体験や交流を通して、福祉の問題や人とのかかわりについて理解を深めるため。
- ・ 活動を通してボランティアの心を育てるとともに、地域について再確認するため。

## 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

学校教育目標「まなぶ子 かかわる子 つくる子」のもと、福祉教育目標を「人間尊重の精神を基盤に、協力してよりよい生活を築こうとする能力や態度を育成する。〈思いやりの心を持ち、力を合わせて仲間や地域社会と共に生きる子の育成〉」とした。ボランティア活動を通して、地域社会に貢献する子の育成をめざし、発達段階に応じて到達目標を設定した。各学年で教科横断的に福祉教育を行い、教務や学年主任を中心に、指導計画を立案、学年団で教材教具を準備し教育活動を推進した。特に、第4学年では、福祉作文に取り組んだり、総合的な学習の時間で福祉教育を単元化したりしてきた。渉外は主幹教諭が担当し、上富良野町社会福祉協議会と連絡を取り合ってきた。

## 4 社会福祉協議会との連携状況

平成30年、車いすバスケット体験、選手との交流  
令和2年～車いす体験、高齢者疑似体験等、授業協力

## 5 3年間の活動内容

月	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月			
5月	第4学年総合的な学習の時間「見 つめよう 福祉の心」 収集活動(ペットボトルキャップ、 リングプル)	第4学年総合的な学習の時間「見 つめよう 福祉の心」 収集活動(ペットボトルキャップ、 リングプル)	第4学年総合的な学習の時間「見 つめよう 福祉の心」 収集活動(ペットボトルキャップ、 リングプル)
6月	第4学年総合的な学習の時間「見 つめよう 福祉の心」	第4学年総合的な学習の時間「見 つめよう 福祉の心」	第4学年総合的な学習の時間「見 つめよう 福祉の心」
7月	第4学年総合的な学習の時間「見 つめよう 福祉の心」 高齢者疑似体験	第4学年総合的な学習の時間「見 つめよう 福祉の心」 高齢者疑似体験	第4学年総合的な学習の時間「見 つめよう 福祉の心」 高齢者疑似体験

8月	第4学年総合的な学習の時間「見 つめよう 福祉の心」	第4学年総合的な学習の時間「見 つめよう 福祉の心」	第4学年総合的な学習の時間「見 つめよう 福祉の心」 ボランティア委員会で困っている 人を助ける活動
9月	福祉作文	福祉作文	福祉作文
10月	収集活動(ペットボトルキャップ、 リングプル)	収集活動(ペットボトルキャップ、 リングプル)	収集活動(ペットボトルキャップ、 リングプル)
11月			
12月			
1月	独居高齢者にお手紙		
2月	収集活動(ペットボトルキャップ、 リングプル)	収集活動(ペットボトルキャップ、 リングプル)	収集活動(ペットボトルキャップ、 リングプル)
3月			

## 6▶ 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

**活動の名称** 一人暮らしのお年寄りにお手紙

**具体的な内容**

上富良野町では、一人暮らしのお年寄りのために、除雪のボランティアをしていると社会福祉協議会の職員から聞いた。そこで、本校4年児童が、一人暮らしのお年寄りに手紙を書く活動を勧められ、実施したところ、とても好評だった。

## 7▶ 事業実施で見えた課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

コロナ禍で、予定していた「車いすバスケット選手との交流」が実施できない3年間だった。助成金も謝礼と交通費に使用する予定だったが、ゲストが来校できない状況で、苦慮して疑似体験セットを充実させるに至った。

福祉の心は芽生え、思いやりの心も育っているが、ゲストティーチャーとの交流により、リアルで体験的な活動を推進したかった。

## 8▶ 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

地域の人材や施設、取組などを教材化するには、地域に密にかかわる社会福祉協議会の協力が重要と感じた。

学校と協議会とが密接にかかわることで、子どもたちは身近な福祉・ボランティアに触れることができ、教育的効果を生むことができることが分かった。

## 単元名「見つめよう 福祉の心」(全12時間扱い)

### <単元のねらい>

体の不自由な方や高齢者に関する体験活動を通して、福祉とは何かを理解するとともに、これからの生活で自分たちができることを考え、実践していこうとする態度を育てる。

### <活動・学習を通して>

実際に車いすに乗ったり、押したりする体験をしたことで、これまで気付かなかったことに気付いた児童が多かった。これまで気付いていなかったこととしては、「車いすを押す際には、動き出すときなど必要に応じて声掛けをする必要があること」「坂道を下る際には、後ろ向きに下る必要があること」「少しの段差でも乗り越えるのにとっても苦労すること」などが挙げられる。

また、高齢者体験として、肘や膝を器具で固定し、階段を上り下りする活動では、杖や手すりなど体を支えるものがないと上り下りすることができないことに気付く児童が多かった。何気ないことでも、体の不自由な方や高齢者にとってはとても大変なことなのだと感じていた。

授業の後半では、自分の興味・関心に応じてグループごとに分かれて調べ学習を行い、調べたことを模造紙にまとめた。そして、各グループで発表し合い、交流した。

学習を通して、児童は様々なことに気付き、自分にできることは実践していきたいと考えてようになっていった。

まずは、身近な祖父や祖母に対して、これまで以上に優しく接し、困っている時には助けてあげたいという感想をもった児童が多かった。



# (5) 上富良野町立上富良野西小学校

## 1 学校の状況

生徒数 116名

周辺環境 十勝岳連峰のふもとに広がる自然の豊かな恵みにあふれる町上富良野町にある本校。校舎からは、雄大な十勝岳とラベンダー畑が一望できる。校舎敷地内にも、ラベンダー畑があり、安らぎの香りとともに初夏に彩りを添えてくれる。また、校舎3階には天文台がある。

地域の特色 保護者の学校教育への関心が高く、協力的である。平成29年度末からコミュニティ・スクールに指定され、地域と協働し、児童は明るく伸び伸びと成長している。

## 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

体験活動を通して、「福祉のこころ」を育て、年少者も高齢者も、障がいのある人もない人も、国籍や言葉の異なる人も、すべての人々がこの社会の中で、誇りをもって、心豊かで幸せな生活を送ることができるようにするため。

## 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

活動推進組織については、教務部が中心となって、各学年の教育課程を編成し、各学年の学級担任が実際の学習活動を推進する。主に3年生以上の総合的な学習の時間の活動に福祉を取り扱う学習活動を設定している。

## 4 社会福祉協議会との連携状況

主に6年生の総合的な学習の時間において、社会福祉協議会の職員の方にゲストティーチャーとして来てもらい、福祉についての講話や車いす体験等の体験的活動を実施している。

## 5 3年間の活動内容

月	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月	リングブル・ペットボトルキャップ集め(年間で)	リングブル・ペットボトルキャップ集め(年間で)	リングブル・ペットボトルキャップ集め(年間で)
5月	遠足(幼保との交流) →コロナ禍のため中止	遠足(幼保との交流)	遠足(幼保との交流)
6月			
7月			車いす、高齢者疑似体験
8月			
9月	ふれあい昼食会→中止 車いす体験	ふれあい昼食会→VTR 車いす体験	ふれあい昼食会
10月			
11月			
12月	西小っ子まつり →コロナ禍のため中止	西小っ子まつり →コロナ禍のため中止	西小っ子まつり →コロナ禍のため中止
1月			
2月	どきどき学校 →コロナ禍のため中止	どきどき学校 →コロナ禍のため中止	どきどき学校(幼保との交流)
3月			



## 6▶ 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

活動の名称 第6学年 総合的な学習の時間「自分でできるボランティア」

### 具体的な内容

社会福祉協議会の協力のもと、車いす体験や高齢者疑似体験等の体験的活動を行うことを通して、児童の福祉に対する課題意識を醸成し、様々な立場の人が暮らしやすい社会をつくるために、自分ができるようなこと、行政を含めた地域が取り組むべきことなどを考え、地域のお年寄りとの「ふれあい昼食会」で発表する活動を行っている。

## 7▶ 事業実施で見えた課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

この3年間は、新型コロナウイルス感染症の影響で、外部団体や外部講師等との連携を図ることが難しい状況が続いてしまい、児童にとってより実感の伴った学習活動を行うことができなかったのが残念である。児童が他人事ではなく自分事として福祉について調べたり考えたりすることができるような学習展開や指導方法の工夫が必要であると感じている。

## 8▶ 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

役場の福祉担当課や地域の社会福祉協議会の方々との連携は不可欠。より専門的な立場で福祉に携わっている方々の生の声というのは、児童にとって生きた教材である。そういった方々と連携しながら学習プランを組み立て、授業を展開していくことが、児童にとって、より実感を伴った学習になっていくものとする。

## (6) 北海道上富良野高等学校

### 1 学校の状況

生徒数 78名

【周辺環境】 上富良野は富良野盆地北部に位置し、ラベンダー栽培発祥の地。十勝岳連峰はジオパーク十勝岳に指定されるなど火山地帯であり、過去には火山泥流の災害を受けており、三浦綾子の作品の舞台ともなっている。

【地域の特色】 上富良野町は人口が約1万人であり、小学校3校、中学校、高等学校各1校がある。各校が参加していじめ対策イベント「なかよしサミット」を行うなど地域全体で子どもを育てていこうとするなど教育環境の整備が進められている地域となっている。

### 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

本校入学生は自己肯定感が高いとはいえない生徒が多い。ボランティアをすることで他者とのつながりを意識するようになると共に、社会が他者とのつながりにより成り立っていることに気づき、社会を構成する一員として、進んで社会に貢献する意欲・態度を醸成するため。

### 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

生徒会と総合的な探究委員会が協力して、全校、学年ごとなど取り組む体制を整えて推進している。

### 4 社会福祉協議会との連携状況

日常的な連絡体制に加え、除雪ボランティア実施においては除雪先の調整やコロナウイルス感染防止対策など連携をとることができ、事業実施を行うことができた。

### 5 3年間の活動内容

月	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月			
5月		通学路清掃活動	通学路清掃活動
6月			
7月	通学路清掃活動		
8月		登山ボランティア	
9月			
10月	赤い羽根共同募金活動	赤い羽根共同募金活動	赤い羽根共同募金活動
11月		上富良野町文化祭移動補助	
12月			
1月	除雪ボランティア	除雪ボランティア	除雪ボランティア
2月	除雪ボランティア	除雪ボランティア	除雪ボランティア
3月			

### 6 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

活動の名称 除雪ボランティア

具体的な内容

独居・虚弱高齢者宅の除雪を行い、積雪期における日常的な活動が屋内のみにならないような環境作りに取り組んだ。生徒が多く参加することで、生徒同士のコミュニケーション能力や連帯感の育成にもつながった。

## 7▶ 事業実施で見た課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

指定期間はコロナウイルスの流行があり、高齢者への支援ボランティアなどは感染防止対策により活動のほとんどを自粛せざるを得なかった。そのため、福祉への関心を持つ生徒にとってはボランティア活動の多くが制限されてしまった。感染症流行期におけるボランティア活動のあり方は今後解決すべき課題であると思われる。

## 8▶ 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

本校では希望者が介護職員初任者研修を受講できる環境があり、福祉や介護に対して関心を持つ生徒が多くいる。また、ボランティア活動をすることで高齢化する社会に対して視野を広めることができ、福祉や介護に対する興味・関心が高まっている。ボランティア活動を押しつけにするのではなく、社会的な視野を広くする活動であるとの語りかけや、社会福祉協議会の方を始めとする異年齢の方達との交流の振り返りは生徒の意識向上に有効だった。



# (7) 西興部村立西興部中学校

## 1 学校の状況

生徒数 17名

周辺環境 西興部村は、オホーツク海斜面の西紋別地区にあり、山間の峡にある人口1000人程の小さな村である。内陸性気候のため寒暖差が大きく、自然が豊かな環境である。

地域の特色 酪農業や林業が盛んであり、山菜加工場や楽器製造などがあり、福祉施設も充実している。地域とのつながりも強く、村主催の行事などに生徒たちが参加したり、村民の方が中学校で講師として授業を担当している。

## 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

地域の福祉施設や保育所、村主催で実施しているイベントや緑化事業の取組に対して、地域の一員として活動に参加することで、他人に共感すること、自分が大切な存在であること、社会の一員であることを実感し、思いやりの心や規範意識をはぐくむことができるため。

## 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

本校の生徒会を中心として、全校生徒で取り組んでいる。

## 4 社会福祉協議会との連携状況

総合学習の福祉分野（高齢者疑似体験や車いす体験）の授業での講師依頼や赤い羽根募金活動など

## 5 3年間の活動内容

月	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月	花壇整備	花壇整備	花壇整備
5月	花壇整備	花壇整備	花壇整備
6月	我が村は美しく事業	我が村は美しく事業	我が村は美しく事業
7月	吹奏楽演奏	吹奏楽演奏	吹奏楽演奏
8月	清流の里まつり		
9月	高齢者疑似体験（2年生）		
10月	赤い羽根募金運動 吹奏楽演奏	赤い羽根募金運動 吹奏楽演奏	赤い羽根募金運動 吹奏楽演奏
11月	高齢者施設訪問	高齢者疑似体験（2年生）	
12月	吹奏楽演奏	吹奏楽演奏	吹奏楽演奏
1月			高齢者疑似体験（2年生）
2月			
3月			

## 6 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

活動の名称 高齢者疑似体験

具体的な内容

社会福祉協議会より講師を招き、本校生徒が参加して高齢者疑似体験を行った。高齢者疑似体験セットを実際に装着しながら、体験するとともに、高齢者の大変さについての講演を実施。（体験セットは社会福祉協議会より貸与）

## 7▶ 事業実施で見た課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

この3年間はコロナ禍での活動となり、予定していた多くの活動が中止や規模縮小になり、十分な活動にはならなかった。オンラインでは難しいことも多数あり、来年度以降の活動も考慮していく必要がある。

## 8▶ 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

生徒一人一人に、福祉の学習やボランティア活動の意味、そしてその大切さを教師だけでなく、地域の方々から教えていただくことが生徒たちの興味や関心を引き、積極的な行動につながるということが分かった。コロナ禍を経験して、地域の方々との連携の重要性を改めて認識した。





## 2 第42期中期協力校

- (1) 北海道伊達緑丘高等学校  
(※令和4年度閉校)

# (1) 北海道伊達緑丘高等学校

## 1 学校の状況

生徒数 101名（3学年のみ）

【周辺環境】 昭和58年に開校し、伊達市内から少し離れた田園地帯に位置する。窓からは、有珠山、昭和新山、噴火湾を臨む、風光明媚な場所にある。令和3年の市内高校統合（伊達開来高校開校）のため、開校から40年を迎える令和5年3月31日で閉校となる。

【地域の特色】 生徒は、伊達市を中心に、室蘭市から長万部町の広範囲から通学している。学校周辺は、農業を営む世帯が多い。地域では少子高齢化が進んでおり、小学校は昨年度閉校している。地域の自治会の方は本校の教育活動に理解を示し、非常に協力的である。

## 2 学童・生徒のボランティア活動普及事業に取り組んだ理由

生徒自身が主体となって企画、実施することで、達成感や充実感を味わい、将来的な社会貢献の意識を養うためである。また、閉校記念事業として、令和2～4年度の3年間に全校生徒で100個のボランティア活動で地域への感謝を伝える「ボランティア100」の取り組みを推進し、令和4年12月末に目標を達成した。

## 3 福祉の教育・ボランティア活動を推進する体制

数年前より生徒指導部が中心となり、全校生徒が1年に1度はボランティア活動に参加するという意識づけを行ってきたが、閉校記念事業「ボランティア100」に位置づけたことにより、全校の共通認識を図ることができた。

生徒が企画し、校長にプレゼンテーションを行い、生徒が自主的に実施する体制づくりをした。

## 4 社会福祉協議会との連携状況

以前より赤い羽根共同募金の活動で連携しており、市内のボランティアフォーラムなどの活動を通じて、情報を発信、共有している。

## 5 3年間の活動内容

月	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4月	コロナにより活動休止	絵本の読み聞かせボランティア（オンライン） 地域清掃活動	伊達ハーフマラソン運営ボランティア アヤメ川自然公園清掃
5月	コロナにより活動休止		「だて花と緑のまつり」参加・演奏 陸上競技練習会運営ボランティア
6月	洞爺湖水中模型作成ボランティア、緑の羽根募金	緑の羽根募金	緑の羽根募金、海岸清掃 アヤメ川自然公園整備
7月	花いっぱいプロジェクト	防災安否札の作成、寄付 登山道整備、駅清掃活動 古本市の利益で児童施設へお菓子寄贈 地域小学校学習ボランティア	学校祭（稀府祭）を地域自治会と開催
8月			伊達赤十字病院へ読み聞かせDVDとウエスの寄贈
9月	地域清掃活動	地域清掃活動	ベルマーク回収、寄付 タオル帽の寄贈 いじめ撲滅運動（ピンクシャツデー）
10月	伊達歴史文化ミュージアム学習会	防災サミット参加 海岸清掃、登山道整備	登山道整備 防犯広報アナウンス（伊達警察署）



11月	赤い羽根共同募金、7月豪雨支援金募金	幼稚園、保育所との交流及びおもちゃ寄贈	高齢者福祉施設内装飾作成
12月	伊達緑サンタからのクリスマスプレゼント（地域高齢者、高齢者福祉施設）	赤い羽根共同募金 地域小学生とのクリスマス会 伊達緑サンタからのクリスマスプレゼント（地域高齢者） 老人保健施設訪問（DVD） 地域小学校学習ボランティア	赤い羽根共同募金 伊達緑サンタからのクリスマスプレゼント（地域高齢者、高齢者福祉施設） 雪かきサポーター登録 ペットボトルキャップ寄贈
1月			
2月	タオル帽子寄贈	高校生防災カフェ参加 SDGs×北海道セミナー	コンタクトレンズケース寄贈
3月	ペットボトルキャップ寄贈	閉校記念誌作成ボランティア 上靴寄贈	

## 6▶ 3年間の活動中、特色のあったもの（今後活動する他校に紹介したい取り組み）

**活動の名称** 海岸清掃ボランティア

**具体的な内容**

生徒が企画・立案し、最初は、学校近くの海岸清掃活動であったが、活動を更に発展させ、コープさっぽろ、酪農学園大学とも連携・協力し、大学教授の講義も受講した。SDGsの目標「海の豊かさを守ろう」を達成するために、生徒が海岸清掃ボランティアを通して学んだプラスチックゴミ問題、生活排水、地球温暖化などをわかりやすく解説したパンフレットを作成し、全校に配布した他、市内の学校関係をはじめとする各所に配布する活動を行うことができた。

## 7▶ 事業実施で見えた課題（福祉の学習・ボランティア活動の課題）

全校生徒を対象とした場合、積極的に参加しようとする生徒と活動に消極的になってしまう生徒が生じてしまうこともある。全ての生徒が、生徒や教員、地域の間関係のつながりの中で、当事者意識を持ってボランティア活動に参加できることが大切である。

## 8▶ 学校において福祉の学習・ボランティア活動を実施するためのポイントやヒント

誰もが取り組むことができるように、活動を始めるにあたっては、探究の時間などを活用して、企画立案や実施の手順について、教師が指導する必要がある。実際の活動場面においては、生徒が主体的に活動できる環境を整え、生徒の自己肯定感や自己有用感を育てることが大切であり、生涯にわたってボランティア活動を継続していくきっかけ作りをすることが重要である。



## 3 協力校の視察報告

- (1) 名寄市立風連中央小学校  
[第43期中期協力校(令和4～6年度)]
  
- (2) 小樽市立朝里中学校  
[第43期中期協力校(令和4～6年度)]

# (1) 名寄市立風連中央小学校

## 「心のバリアフリーを」～総合的な学習の時間を通して

報告者：北海道社会福祉協議会 福祉教育専門委員 吉田かおり

### I 視察月日

令和4年11月12日（水）



### II 視察場所

名寄市立風連中央小学校  
〒098-0507 名寄市風連町西町201番地

### III 学校の概要

旧風連町市街地にあり、市街地全域と豊里・瑞生・中央・旭・日進の5地区と平成28年度に東風連小学校、平成31年度に風連下多寄小学校が統合となり、西風連を加えた8地区が校下となっている。町の基幹産業は農業であるが、保護者の多くは給与生活者である。校舎は建築以来相当数の年月を経ており、平成30年度に新校舎が完成した。

児童数110名、教職員20名で構成されている。保護者や地域の学校教育に対する関心は高く、学校の教育活動やPTA活動にも協力的である。また児童の安全安心のための安全安心見守り隊や総合的な学習の時間への協力等、町内会や高齢者の方々に多くの部分で協力していただいている。

児童は明るく素直な子が多い。落ち着いた生活態度がとれ、学校行事の準備や片付けなどの仕事も責任をもって行動する子が多い。

学習面では課題にまじめに粘り強く取り組む児童が多い反面、受け身の児童も多く、固定した人間関係の中で、競争意識や問題意識に課題があり、切磋琢磨・創意工夫などの積極性が望まれる。

(資料提供：風連中央小学校)

### IV 活動の特色

#### <活動のねらい>

様々なボランティア活動を行うことで、家庭・地域の人々・自然との関わり大切さを児童に体得させる。地域社会に役立つ喜びを味わわせ、さらに社会に貢献しようとする心を育てる。

ボランティアとしてのねらいは上記に記載したものとなる。ねらいを達成するために、以下の通り年間計画を立て、コロナ禍ではあるものの、できることを考え授業を進めている。

月	活 動 内 容	摘 要
4月	学習支援ボランティア	2学期から月に1～2回
5月	緑の羽根募金	全学年での取組
6月	ふれあい農園活動（～10月）	各学年での取組
7月	親子ボランティア(校舎の窓拭き・校区のごみ拾い)	全校で任意の取組
8月	しらかばハイツ慰問	6年生で鼓笛披露
9月	教育講演会 グループハウス慰問 クリーン作戦	風っ子プロジェクト事業との連携 敬老会に4年生でよさこいを披露 CSと連携（町内ごみ拾い）
10月	ユニセフ募金、赤い羽根募金グループハウス慰問	児童会やPTA役員が中心となって企画 低学年による学習発表会での音楽等の披露

11月	瑞生大学との交流学習	昔の暮らし等の伝承
2月	ふうれん冬祭り	よさこいで参加

## V 社会福祉協議会との関わり

授業は、社会福祉協議会職員が開始からすべてを担当。ここまで密な関わりはなかなか見ることができない。子供たちの名前を覚え、子供たちも指導者の名前を覚えてということは、日頃からの親交の深さが伺われる。



### 1 社会福祉協議会として「3つのパラスポーツ体験」を通して学ばせたかったこと

<前時までの活動>

○車椅子ユーザー・視覚障がい・聴覚障がいの方との交流を通してそれぞれの障がいについてできることや苦手なことを学ばせる。

<本時の活動>パラスポーツの体験

○パラスポーツを行っている動画の視聴を通し、ルールが考慮して設定されたそれぞれのスポーツの巧みな動きを知る。

○自分たちが同様の体験を行い、なかなかうまくいかないことを通して、選手は難しい動きを練習や訓練でできるようになることに気付かせる。

○音が出るボール、玉を転がすスロープ、触ると目印となる紐などの用具の工夫、立ち上がることができないなどの動きの制限によって、パラスポーツはさまざまな障がいに対応していることを理解させる。

## IV 児童の様子

### ①視察当日は3つの体験



#### ・1時間目「シッティングバレー」

1956年にオランダで戦争によって体が不自由になってしまった人々により、動きの少ない“シットボール”と“バレーボール”を組み合わせでつくられたスポーツ

#### ・2時間目「ゴールボール」

第2次世界大戦で視覚に障害を受けた傷痍軍人たちのリハビリテーションプログラムとして1946年にドイツで考案





### ・3時間目「ポッチャ」

ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツ

3時間続けた体験を十二分に楽しむことができたと考える。

### ②振り返りの時間

当日に振り返りの授業がなかったので、感想を後日いただいた。以下の通り。(抜粋)

#### \* シットイングバレー

- ・足が使えない分、腕を使って移動しているのに驚いた。
- ・足が不自由な人の大変さがよくわかった。

#### \* ゴールボール

- ・音で判断するのが難しかった。
- ・声かけは大事だと思った。
- ・床についている目印の紐を見失うとどこにいるのか分からなくなる。これがないと困る。

#### \* ポッチャ

- ・誰でもできるから不公平ではなくてみんなが楽しめた
- ・目の不自由な人はジャックボールがどこにあるのか分からないので少し不利だと思う。

ポッチャの感想が興味深い。「公平だと思う子供」と「改善が必要と思う子供」がいる。今後、これらの感想を生かし、誰もが参加できるゲームの開発が進むと考えるとわくわくする。

## V 意見交換

<構成> 名寄市立風連小学校：佐藤教諭（5年担任）

名寄市社会福祉協議会：小笠原係長

福祉教育専門委員会：吉田 かおり（委員）

北海道社会福祉協議会：一戸主事

計4名

### <内容>

#### 1 社会福祉協議会として

積極的に授業に関わりを持ってきた。

チーム・ティーチング（※）により、社会福祉協議会をT1（※）とし、担任はT2（※）に徹する授業を展開している。関係者や関係機関、必要な道具等全て社会福祉協議会が行っている。

今回3時間をかけて体験を行った理由については、3つを続けて大変することにより、違いを時間させるためであり、そのことにより、比較検討が容易になり新しいゲームの開発につなげやすくなると考えている。

また、音が出るボール、玉を転がすスロープ、触ると目印となる紐などの用具の工夫、立ち上がることができないなどの動きの制限によって、パラスポーツはさまざまな障がいに対応していることも理解していた。

助成金に関しては、パラリンピックの選手を講師に招くなど有効活用している。

（※）学習指導方法のこと。T1（全体支援）、T2（個別支援）が一般的。

## 2 福祉教育専門委員として

実体験することにより、子供たちはより深く対象の事象について考えることができることがわかる。今後、自分たちで「新しいゲーム」を考えていくとのこと。この学校から、世界に発信し世界中に広がるかもしれない「新しいゲームが開発されるかも」と考えるだけで笑顔になれる。

ゴールを考えると、新しいゲームを作るにとどまらず、そのゲームを

○誰に体験させるのか

○持続可能な形にするにはどう進めるとよいのか

授業をつなげることに期待をする。その時は、大人の力が必要になってくるので社会福祉協議会とともに、教職員も積極的に参加し子供たちの成長に寄り添って欲しい。

今後の課題をあげるのであれば、上記にも簡単に述べたが、授業としての教師のかかわりと言える。日常的に子供たちに「心のバリアフリー」を考えさせてほしい。そのためには、年間の教育課程とのつながりを洗い出し、意識の強化を図ることが大切である。そうすることにより、「持続可能な活動、または発展的な活動につながる」といえよう。

## （2）小樽市立朝里中学校

### 「地域の避難所体験会」

報告者：北海道社会福祉協議会 福祉教育専門委員 長多 賢志

視察日時：令和5年10月30日（日）9:00～12:30

視察場所：小樽市立朝里中学校

#### ○学校の概要

小樽市立朝里中学校は、昭和22年に設立された歴史のある学校であり、住宅地区の発展に伴い、小樽では生徒数も多く、落ち着いた中にも活気がある学校である。

現在、学級数が1学年3学級、2学年3学級、3学年3学級、特別支援学級3学級の計12学級、生徒数が263名。教員は33名（臨時講師含む）。

校区には、朝里・新光・朝里川温泉地区で、海あり、山ありと、四季を通じて様々な自然が整っている環境である。また、令和2年からはコミュニティスクール制度（学校運営協議会）を導入している。

#### ○活動における特色など

小樽市立朝里中学校は、日頃から地域行事に積極的に参加し、生徒と地域住民のつながりを深めている。また、令和2年度から学校運営協議会を設立し、地域に開かれた学校づくりを進め、図書館の一般開放・リサイクル活動・避難所体験会など、先進的な取り組みを進めていることが特色といえる。

（小樽市立朝里川中学校「学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校推薦書」より）

#### ○視察内容

朝里中学校を避難所として想定し、生徒が地域住民と合同で避難訓練・避難所体験会・炊き出しなどを行う活動である。

##### 《当日のスケジュール》

9:00～ 避難所運営についての講話

9:30～ 小樽市総務部災害対策室より災害の心構え講話  
防災グッズの紹介（段ボールベッド・自家発電機）

休憩

10:00～（約60分）「DOはぐ」の概要説明・グループ毎の実践

11:20～ 町内会（南町会）の先進事例発表

11:25～ 陸上自衛隊より災害に係る体験談

11:45～ 炊き出し試食会（豚汁）

講話は防災士の資格を持つ朝里中学校教員と市の防災担当者より、朝里地区の地域特性や災害規模予測、またそれに伴う日頃の心構えなどの説明がされた。朝里中学校では日頃の授業等からも防災訓練を導入し、意識を高めているとのことであった。防災グッズ体験では、開始間もないことから、生徒の緊張感、消極性が見てとれたが、住民からの声掛け・促しもあり、ダンボールベッドの作成や試用などに生徒が徐々に参加していく場面がみられた。

実際に道具に触れることで、使い勝手や快適性などを体験していた。

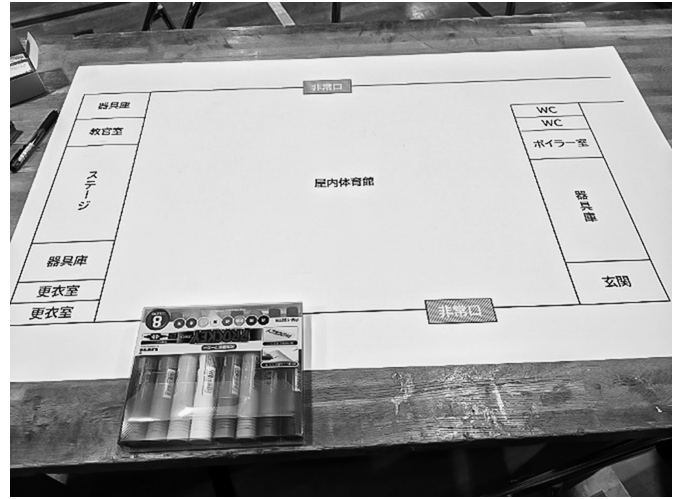
「DOはぐ」は、住民・生徒・関係機関なども一緒に参加し、1グループ5～8程度のメンバーで実施。実際の避難所として「朝里中学校体育館」が設定され、災害時の状況は雪が降るといった北海道の気候など地域性を考慮した内容であった。

実際の避難所運用を想定すると、生徒にはやや難しく感じるかもしれないが、カードを使ったゲーム性の高さが



ら、避難場所の設定・イベントカードの対処法など学生から発言・提案する様子も伺え、住民との交流がはかられていく様子を感じ取られた。また、ゲームの進行上、次々と避難者が読み上げられ、様々な出来事、トラブルが発生していくことは、実際の災害場面でも十分に考えられる。その様な時に、住民・生徒が共通の課題に対して一所懸命に向き合う姿勢も感じられた。ゲーム自体に正解は無く、一緒に話し合うことが重要なのだと感じた。

その後の事例発表・体験談などを経て、豚汁の試食会となり、豚汁の調理なども学生が参加し、町内会の婦人会と協力し炊き出しを行った。温かい食事を摂りながら、参加者同士で交流する様子が印象的であった。



DOハグ体験

## ○感想と考察

小樽市立朝里川中学校の取り組みは、「学校運営協議会」が中心となり、開催された活動である。林教頭から話を伺った際に、元々は地域と中学校自体の関りは少なく、そこには壁が感じられていたとのこと。その壁を解消し、「地域に開かれた学校を運営していきたい」との思いから、令和2年度から本協議会の運営が始まった。当初は地域の理解も十分ではなかったが、学校施設の一般開放から始まり、防災に関しては「中学校は避難所指定されているので一度場所を見に来てください」といった、入り口（垣根）を低くし参加を促していったと伺った。設置して3年と短い期間ながらも、元々あった関係性に加えて、アプローチ方法が「防災」という暮らしの共通課題として認識しやすい項目であったことから、活動が進んでいったものと推察される。

また、このような福祉の学習・ボランティア活動に対して、なかなか生徒が興味を持ちにくいといった印象がある中、初めのきっかけや導入には学校・教員の力が必要だったが、生徒が参加し地域交流を持ったことでの成功体験ができ、地域からも感謝される関わりから、モチベーションにつながり、少しずつではあるが、生徒からの希望者も増えてきているとのこと。

「子ども達が、学生の頃から地域や社会とのつながりを持つことで、自主的な提案、広い発想力を養い、ベンチャー企業など新しい世界に羽ばたいていける人材になっていってもらいたい」という林教頭の言葉が印象的だった。

今回の視察を通して感じられたことは、学童・生徒のボランティア活動普及事業は、単にボランティア活動を行う、精神を養うといった領域に留まらず、広く「地域共生社会」の考え方、活動にもつながっていると感じられた。それは、地域共生社会の視点にもある「誰もが支え合う社会」に他ならない。体験会の中でも「中学生は、助けられる人から助ける人」になることができる、地域の担い手の一員であるとの話があった。子どもだから、学生だからと守られるだけではなく、それぞれの役割や能力を活かして地域活動を行い、活性化させていくことがこれからは必要になる。

ただ、地域との関係性においては、自分自身が暮らしている場所（地域）でさえ、どんな所なのか？どんな人がいるのか？わからない…といった関係の希薄さは、少子高齢化や社会状況が変化してきている昨今において大きな課題の一つとして挙げられている。

そのような課題を解決し、地域全体で支える仕組みは、一朝一夕でなるものではないが、今回のような体験を通して地域交流がはかられていくことで、地域全体の意識も変わり、人・もの（建物・物品）が地域の資源になっていくのだと実感した。

また、このような取り組みを展開していくためには、各関係機関をつなげるコーディネーターの存在が必要不可欠である。特定の人・場所に負担がかかってしまえば、せっかくの取り組みも長続きはしない。重層的支援体制にも示される、市町村全体で支えるといった視点が求められ、その体制（つながり）を整備する為にも地域ごとのコーディネーターの重要性が感じられた。ただ、それを担うのが誰なのか？（教員・住民・専門機関）といった課題は残るところである。

今回「防災」という、共通の話題を通して、地域の様々な動きや人と人とのつながり、参加の機会を生みだしている取組みを伺うことができた。より良い地域作りの一環として、これからも本活動が発展していくことを期待する。



防災グッズ体験

## 4 参考資料

- (1) 第41期・第42期学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校の一覧
- (2) 学童・生徒のボランティア活動普及事業実施要綱・要領

# (1) 第41期・第42期学童生徒のボランティア活動普及事業 協力校の一覧

## 学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校

### 第41期（令和2年度～令和4年度指定）

市町村名	学 校 名
函 館 市	函館市立巴中学校
小 樽 市	小樽市立山の手小学校
釧 路 市	釧路市立興津小学校
上富良野町	上富良野町立上富良野小学校
	上富良野町立上富良野西小学校
	北海道上富良野高等学校
西 興 部 村	西興部村立西興部中学校

### 第42期（令和3年度～5年度指定）

市町村名	学 校 名
伊 達 市	北海道伊達緑丘高等学校（※令和4年度閉校）

## (2) 学童・生徒のボランティア活動普及事業 実施要綱・要領

### 学童・生徒のボランティア活動普及事業実施要綱

#### 1 目的

学童・生徒のボランティア活動普及事業（以下「事業」という）は、小学校、中学校及び高等学校等の児童・生徒を対象として、福祉教育・学習の機会を提供し、体験・交流活動等を推進することにより、地域福祉への理解と関心を高め、ボランティアの心、社会連帯の精神を養うとともに、家庭や地域住民のボランティアに対する理解促進を図ることを目的とする。

#### 2 実施主体

社会福祉法人北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という。）

#### 3 対象校

この事業の対象は、学校教育法第1条に規定する「学校」のうち、小学校、中学校、高等学校、中等教育校及び特別支援学校とする。

#### 4 事業内容

小学校、中学校及び高等学校等をボランティア協力校（以下「協力校」という。）として指定し、協力校は市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という）と連携し、地域の実情に合わせた地域福祉に関する次の事業を実施する。

- (1) 地域福祉の考え方を啓発する講演会の開催や学校新聞を利用した広報・啓発活動
- (2) 地域で暮らす障がい者、高齢者等または地域で各種支援活動を行う実践者を講師として招き、地域生活の支え合い活動を学ぶ活動
- (3) 社会福祉施設等への訪問による、入所者との交流や介護等の体験活動（宿泊を含む）
- (4) 体育祭、文化祭等の学校行事への高齢者、障がい児(者)等の招待活動
- (5) 近隣地域においての各種ボランティア活動
- (6) 社会福祉関係行事等への参加
- (7) 防災教育（地域で災害弱者をどのように支援するか等）に関する活動
- (8) その他必要と認められる活動

#### 5 協力校の決定

- (1) 道社協は市町村社協に協力校候補の推薦を依頼する。
- (2) 推薦に当たり、小・中学校の併置校については1校として取り扱う。
- (3) 道社協は、市町村社協からの推薦に基づき、北海道ボランティア・市民活動センター運営委員会に設置する福祉教育専門委員会の意見を踏まえ、協力校を決定し、通知する。

#### 6 指定期間

協力校の指定期間は短期指定を1カ年、中期指定を3カ年とする。ただし、短期指定を受けた協力校が、指定年度途中で中期指定へ移行した場合の指定期間は、短期指定の期間を含めて3カ年とする。

#### 7 道社協の役割

道社協は協力校の活動が円滑に行われるよう、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 市町村社協、市町村共同募金委員会、社会福祉施設、学校、教育委員会、北海道共同募金会等関係機関との連携を図り、事業の推進に努める。
- (2) 協力校に対し、福祉の学習に関する資料提供・情報提供等を行い、協力校が多様な活動メニューを取り入れることができるよう援助を行う。
- (3) その他協力校の活動に対し必要と認められる協力・援助を行う。

#### 8 経費の助成

道社協が決定した協力校が実施する事業に要する経費について、北海道共同募金会は協力校を推薦

した市町村社協からの申請に基づき助成を行う。

助成は、北海道共同募金会が立案する共同募金全道・広域使途（助成）計画並びに共同募金「地域福祉推進事業」助成概要、及び道社協が設置する学童・生徒のボランティア活動普及事業助成金取扱要綱によるものとする。

〔附則〕

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 2 月 27 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 10 月 1 日から施行するものとし、第 37 期指定の協力校の事業から適用する。なお、第 34 期、第 35 期、第 36 期指定の協力校は、経過措置として平成 26 年 2 月 27 日施行の要綱により事業を実施する。

## 学童・生徒のボランティア活動普及事業実施要領

### 1 目的

この要領は、「学童・生徒のボランティア活動普及事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の取扱いについて定めるものとする。

### 2 指定校の考え方について

- (1) 実施要綱5に定める協力校の推薦、決定に当たっては、過去に指定を受けていない学校は「新規指定校」、受けている学校は「再指定校」として整理するものとする。
- (2) 短期指定を受けた学校が、中期指定への変更を希望する場合は、市町村社協を通して、学童・生徒のボランティア活動普及事業助成金取扱要綱5（1）にさだめる手続きにより、申し出を行うことができる。道社協は、申し出を受け、福祉教育専門委員会および北海道共同募金会の意見を踏まえ、市町村社協を通して検討結果を通知する。

### 3 新規指定校及び再指定校の取扱い

- (1) 学校の統廃合及び合併等があった場合、当該校は新規指定校とする。
- (2) 学校教育法第53条及び第54条で定める高等学校に置くことができるとされている全日制、定時制及び通信制課程において当該事業を実施する場合、それぞれを別の活動と判断し、市町村社協からの推薦に当たっては、課程ごとに行うことを認めるものとする。  
ただし、同一校で課程ごとに推薦を行う場合は、指定期間がそれぞれ重複しないものとする。
- (3) 分校が設置されている学校にあっては、本校、分校それぞれの所在地に関わらず別の学校とみなし、推薦を行うことを認めるものとする。

### 4 実施に関する基本的視点

協力校は実施要綱4 に列挙する事業内容を踏まえて、事業計画を作成し、事業を実施する。

### 5 関係団体との連携

本事業は、指定校、市町村社協、市町村共同募金委員会が連携し、実施することとする。

また、指定校は、毎年、共同募金活動推進の理解を促す取り組みを市町村社協、市町村共同募金委員会の協力のもと、必ずプログラムに取り入れ、学童・生徒のボランティア活動普及事業協力校推薦書（様式1）及び学童・生徒のボランティア活動普及事業実施計画書（様式3）の中にプログラムの内容を記載する。

### 6 事業の評価

本事業の実施にあたり、指定終了時（短期指定）及び指定期間毎年（中期指定）に事業評価（振り返り）を必ず行う。

事業評価は、学童・生徒のボランティア活動普及事業評価シート（様式4別紙）を用い、地元において、指定校、市町村社協で実施し、合わせて今後の連携強化の確認を行う。

#### 〔附則〕

この要綱は、平成26年2月27日から施行する。

この要領は、平成27年10月1日から施行するものとし、第37期指定の協力校の事業から適用する。なお、第34期、第35期、第36期指定の協力校は、経過措置として、平成26年2月27日施行の要領により事業を実施する。

## 学童・生徒のボランティア活動普及事業助成金取扱要綱

### 1 目的

この要綱は、「学童・生徒のボランティア活動普及事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）5に基づく協力校に対し行う、実施要綱8で規定する助成金の取扱いについて定めるものとする。

なお、協力校に対する助成については、共同募金助成金取扱要領（以下「共同募金要領」という。）及びこの要綱によるものとする。

### 2 助成金の額

1年間の助成金の額は、次の基準によるものとする。

なお、一つの指定期間において各年度の一市町村あたりの助成金額は、300,000円を上限とする。

(1) 短期指定：1校あたり助成額 30,000円以内

(2) 中期指定：1校あたり助成額 100,000円以内

### 3 助成金の対象経費

この助成金の対象経費は、学童・生徒のボランティア活動普及事業を実施するために必要な次に掲げる経費とする。

諸謝金、旅費、消耗品費、器具什器費（単価10万円以上の備品を除く。また、助成金額の1/2を超えない範囲の額とする。）、印刷製本費、修繕費、通信運搬費、会議費（会食に要する経費を除く。）、手数料、保険料、賃借料

### 4 助成金の申請

実施要綱5(3)により新規の指定通知を受理した協力校は、学童・生徒のボランティア活動普及事業助成金交付申請書（様式2）、学童・生徒のボランティア活動普及事業実施計画書（様式3）及び、共同募金助成申請にかかる様式を作成し、市町村社協を經由して道社協会長に提出するものとする。

また、中期指定の場合は、2年目、3年目についても、年度開始毎に、同様に提出するものとする。

### 5 助成金交付の条件

(1) 事業実施計画を変更するときは、道社協会長の承認を受けるとともに、その指示により北海道共同募金会へ変更に係る様式を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

ア 当該変更に伴う助成対象経費等の増減が変更前の助成対象経費の額の10分の1を超えないとき。

イ 助成金の交付の目的の達成及び事業の能率的な遂行に支障を及ぼさない程度の細部の変更と認められるとき。

(2) 助成金の取扱いについては、赤い羽根共同募金助成金による公的な資金が財源であることから、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(3) 事業実施計画を中止、又は廃止しようとするときは、あらかじめ道社協会長の承認を受けるとともに、その指示により北海道共同募金会へ変更に係る様式を提出しなければならない。

(4) 事業実施計画の遂行が困難となったときは、速やかに道社協会長に報告し、その指示を受けなければならない。

(5) 事業の終了において精算の結果、助成金に不用額が生じた場合は、その額を北海道共同募金会に返還させるものとする。

(6) 事業指定の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付けた条件を変更することがある。これに伴い北海道共同募金会は助成金の全額若しくは一部について返還を求めることができる。

(7) 助成金により取得し、又は効用の増加した財産については、当該事業実施計画の完了後において



も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(8) 次の各号に該当するとき、北海道共同募金会はこの助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された助成金があるときは、その返還を求めることがある。助成金の額の確定があった後においても、同様とする。

ア この助成金を他の用途に使用したとき。

イ 事業実施計画の執行に関し、この事業指定の内容又はこれに付けた条件その他の法令又はこれに基づく道社協会長の処分違反したとき。

ウ 事業実施計画に虚偽、その他不正な行為があったとき。

## 6 助成金の概算払

この助成金は概算払とし、共同募金助成金交付の時期とする

## 7 実績報告

協力校は、毎年度事業終了毎に、当該年度の実績について、学童・生徒のボランティア活動普及事業実績報告書（様式4）、学童・生徒のボランティア活動普及事業活動内容（様式5）、学童・生徒のボランティア活動普及事業評価シート（様式4別紙）及び共同募金要領に定める報告に係る様式を作成し、市町村社協あて4月上旬までに提出するものとし、その期日は道社協会長が別に定めるものとする。

当該提出を受けた市町村社協は、これをとりまとめの上、4月中旬までに道社協会長に提出するものとし、その期日は道社協会長が別に定めるものとする。

また、市町村社協は、毎年度事業終了毎に、当該年度の実績について、共同募金要領に定める報告に係る様式を作成し、道社協あて4月中旬までに上記書類と合わせて提出するものとし、その期日は道社協会長が別に定めるものとする。

### 〔附則〕

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年10月1日から施行するものとし、第37期指定の協力校の事業から適用する。なお、第34期、第35期、第36期に指定した協力校は、経過措置として平成25年4月1日施行の要綱により事業を実施する。

※様式添付省略

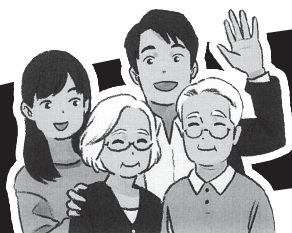


令和4年度

新型コロナウイルスを含む特定感染症に対し、  
新たなオプションが追加されました



ホームページでも内容を紹介しています  
https://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、  
動産総合保険、費用・利益保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

#### ▶保険金額

	基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応		
身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用		
事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 施設の医療事故補償
  - ・ 医務室の医療事故補償
  - ・ 看護職の賠償責任補償
- オプション3 ● 施設の借用不動産賠償事故補償
- オプション4 ● クレーム対応サポート補償

NEW

- オプション5 ● 施設の感染症対応費用補償  
休業補償から各種対応費用までワイドな安心
- ① 休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
- ② 消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
- ③ 感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

- ② 個人情報漏えい対応補償
- ③ 施設の什器・備品損害補償

## プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- ① 入所型施設利用者の傷害事故補償
- ② 通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



## プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- ① 職員の労災上乗せ補償
  - オプション：使用者賠償責任補償
- ② 役職員の傷害事故補償
- ③ 役職員の感染症罹患事故補償
- ④ 雇用慣行賠償補償



## プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事  
保険会社〉

損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL：03(3349)5137

受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL：03(3581)4667

受付時間：平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

# 学童・生徒のボランティア活動 普及事業協力校活動報告書

**第41期** [令和2～4年度指定]

**第42期** [令和3～5年度指定 ※令和4年度閉校分]



発行 / 令和5年3月

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会  
北海道ボランティア・市民活動センター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地かでの2.7内  
TEL 011-271-0683 FAX 011-271-3956

本資料は北海道共同募金会の助成金により作成しています。

